

八雲地域の
のみ

事業系一般廃棄物処理 手数料の納付申告を してください

八雲町のごみ収集運搬を利用する事業所については、町条例に基づく処理手数料の納付申告が必要です。

【事業系一般廃棄物とは】

事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

事業所から発生する事業系一般廃棄物は、各事業所で生活環境保全上支障が生じないように自らの責任において適正に処理しなければなりません。八雲町では家庭ごみの収集・処理に支障にならない範囲で事業系一般廃棄物の収集・処理も行っています。

【納付申告の対象事業所】

事業系一般廃棄物の収集運搬について、町のごみ収集運搬を利用している事業所。

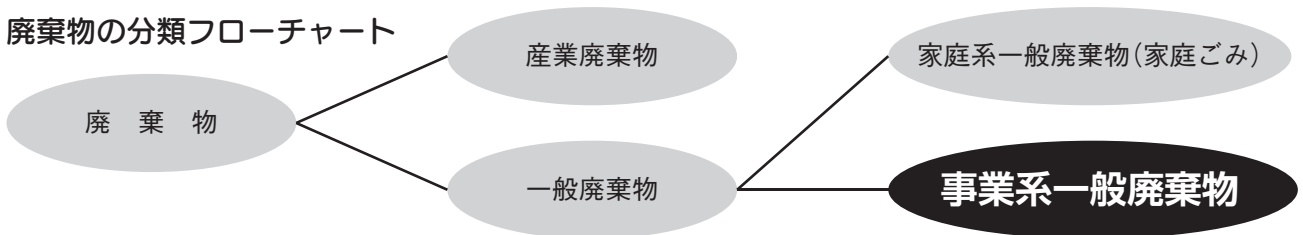
【申告・更正等に必要書類】

下記の表のとおり、各書類は環境衛生係の窓口で用意していますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

申告・更生等必要な書類一覧

対象事業所	必要な書類の提出
①町のごみ収集運搬を利用して事業系一般廃棄物の処理を行う事業所	納付申告書と調査表を提出
②移転などにより人員、場所等に変更がある事業所	更正申請書と調査表を提出
③閉鎖等で手数料を支払う必要が無くなった事業所	消滅申請書を提出

廃棄物の分類フローチャート



【問い合わせ先】 環境水道課 環境衛生係 ☎0137-63-2020 FAX0137-62-2120

河畔林伐採木の無償配布について

函館建設管理部八雲出張所では、洪水による災害リスクを低減するため、河川の樹木伐採を行っています。今年度は遊楽部川、落部川の一部において河畔林を伐採しました。

このたび、遊楽部川の河川内で伐採した木を次のとおり無償配布します。

【配布日】

4月15日(月) 午前9時～
※なくなり次第終了します。

【配布場所】

大新6-1
(大新スポーツ公園横冬期雪捨て場)

【注意事項】

- 配布希望者は下記問い合わせ先へ連絡し、事前に住所、氏名を報告し受付を行ってください(配布対象は八雲町在住の住民に限ります)。
- 無償配布する木は、河川内に自生している広葉樹・針葉樹等で長さ約1.8m。
- 配布量の上限(目安)としては、1人あたり軽トラック1台程度までとします。なお切断・積込は配布を受け

る方が自ら行ってください。

※基本的に人力による切断・積込とします。

配布に際し発生した事故やトラブルについて、町では一切の責任を負いません。

案内者・誘導員等を配置しないため、作業・運搬時の事故等には十分ご注意ください。

配布した木は、配布を受けた方の責任で有効活用してください。むやみに廃棄した場合は法律により罰せられる場合があります。

配布した木は自己消費の目的に限ります。譲渡もしくは売却をしないでください。営利目的の方はご遠慮ください。

※詳細は、町HPをご確認ください。

【問い合わせ先】

八雲町建設課
☎0137-62-2115



町HP